

安来市道占用規則

平成 16 年 10 月 1 日
規則第 129 号

(趣旨)

第 1 条 市道の占用については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、「法」とは道路法(昭和 27 年法律第 180 号)を、「令」とは道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)を、「条例」とは安来市道占用料徴収条例(平成 16 年安来市条例第 191 号)をいう。

(申請書)

第 3 条 法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定により、市道の占用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市道占用許可申請書(様式第 1 号)正副 2 通に次に掲げる図面及び書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたものについては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 付近見取図(申請占用地付近 100 メートル内外の見取図又は案内図)
- (2) 丈量図(占用区域の実測平面図に面積を三斜法にて計算したもの。軽易なものについては、前号の図面に三斜を入れて代用することができる。)
- (3) 横断面図(縮尺 100 分の 1 以上で、道路境界を朱書で明示し、申請物件の延長、幅、路面からの深さ、高さ等を記入したもの)
- (4) 現況写真(申請位置を朱書又はポール等で表示したもの)
- (5) 工事を伴うものであるときは、構造図(縮尺 100 分の 1 以上 10 分の 1 以下で、材質、寸法等を記入したもの)及び復旧図(埋戻し材料の材質、寸法等を記入したもの)
- (6) 市道の占用に関し、利害関係を有する第三者があるときは、その者の同意書又は承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示した図面及び書類

(許可証)

第 4 条 市長は、市道の占用を許可した場合においては、市道占用許可証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(許可済の表示)

第 5 条 前条により市道占用許可証の交付を受けた者(以下「市道占用者」という。)は、その占用が次の各号のいずれかに該当する物件又は施設に係る場合においては、見易い場所に市道占用許可済(様式第 3 号)の表示をしておかなければならない。

- (1) 法第 32 条第 1 項第 4 号及び第 6 号に掲げる施設
- (2) 令第 7 条第 4 号及び第 5 号に掲げる物件又は施設

(占用の更新)

第 6 条 市道占用者は、市道の占用の許可の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、第 3 条の規定にかかわらず、市道占用許可申請書(様式第 1 号)に従前の許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(届書)

第 7 条 市道占用者は、法第 32 条第 2 項各号に掲げる事項の変更であつて、その変更が市道の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、令第 8 条各号に該当するものであるときは、変更した後直ちに市道占用許可申請書(様式第 1 号)を、市長に提出しなけれ

ばならない。

(占用料の減免)

第 8 条 条例第 3 条の規定による占用料の減免は、次の基準により行う。

- (1) 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条第 1 項に規定する公営企業に係る事業を行うため市道を占用するとき 全額免除
- (2) 公共団体又は公益に関する団体若しくはこれらの団体に準ずるものが公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため市道を占用するとき 全額免除
- (3) 市道に出入するため、のり敷を利用して通路に供し、若しくは車両等の歩道横断に必要な舗装防護施設を設け、又は側溝にふたをして通路を設けるとき 全額免除
- (4) 恒例による祭典、縁日、売出し、市日又は送迎のため臨時に市道を占用する松飾り、露店、幕張店、よしず張店、屋台、舞台、幟杭、飾物その他これらに類する工作物、物件又は施設を設ける場合であって、その占用期間が 7 日以内のとき 全額免除
- (5) 地方公共団体以外のもものが水道法(昭和 32 年法律第 177 号)、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)又は電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)の規定に基づき、水道管、下水道管、ガス管又は電線を地下に埋設し、若しくは公衆の用に供する地方鉄道を布設するとき 3 分の 2 減額
- (6) 地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管を地下に設けるため市道を占用するとき 全額免除
- (7) 個人が排水施設を設置するため市道を占用するとき 全額免除
- (8) 農業用の取水施設及び排水施設を設置するため市道を占用するとき 全額免除
- (9) 上水道、下水道又はガスの各戸引込み管類を設置するため市道を占用するとき 全額免除
- (10) 占用物件を市道上 9 メートル以上に設けるととき 2 分の 1 減額

(占用料還付請求書)

第 9 条 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により、市道占用者が占用料の還付を請求しようとする場合においては、市道占用料還付請求書に事由を詳記し、市長に提出しなければならない。

(占用の廃止届)

第 10 条 市道占用者は、法第 71 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分を受けた場合のほか、市道の占用を廃止した場合においては、市道占用廃止届(様式第 4 号)に、許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市道占用者は、法第 71 条第 1 項又は第 2 項の規定により、市道の占用の許可を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

(原状回復)

第 11 条 市道占用者は、法第 40 条の規定により、市道を原状に回復しようとする場合においては、あらかじめ原状回復届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。ただし、原状の回復が単に占用物件の除去によってその目的を達するものである場合においては、この限りでない。

(権利の譲渡)

第 12 条 市道占用者は、その権利を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、この限りでない。この場合においては、あらかじめ承認申請書(様式第 6 号)正副 2 通を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定は、市道占用者が死亡し、又は合併によって消滅した場合、その相続人又は合併後存続し、若しくは合併によって成立したものがその権利を承継しようとする場合に準用する。

3 市長は、前 2 項の規定により承認した場合においては、副本に承認証印を押し、承認書として交

付する。

(住所等の変更)

第 13 条 市道占用者は、住所、氏名又は名称を変更したときは、直ちに、その旨を市長に届けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の市道占用規則(昭和 30 年安来市規則第 14 号)、町道占用規則(昭和 45 年広瀬町規則第 10 号)又は伯太町道路占用規則(昭和 31 年伯太町規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 25 年 1 月 28 日規則第 3 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 17 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 8 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 21 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 29 日規則第 57 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、従前の様式によることができる。

様式第1号(第3条、第6条、第7条関係)

年 月 日

新規	更新	変更
----	----	----

市道占用許可申請書

安来市長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

(記名押印又は署名)

市道占用規則 ^{第3条} ^{第6条} ^{第7条} の規定により許可を申請します。

1 占用の目的			
2 占用の場所	路線名		
	場 所		
3 占用物件	名 称	規模・構造	数 量
4 占用の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
5 工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
6 工事の実施方法			
7 道路の復旧方法			
8 添付図書	見取図 平面図 丈量図 横断図 構造図 現況写真 復旧図 その他()		
9 備 考			

連絡先 所 属
氏 名

電話() ー

《記 載 要 領》 提出部数は各2部とする。

①

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲むこと。

② 申請者が法人である場合には法人名、代表者の役職名、氏名を記載すること。

③ 申請者の氏名には、必ず「ふりがな」を振ること。

④ 添付図書については、申請内容に応じ適宜必要なものを添付すること。

(1) 見 取 図 申請占用地附近100米内外の図面を作成すること。

(2) 平 面 図 縮尺500分の1以上、道路境界を「朱書」明示すること。
占有区域を三斜法にて面積計算した丈量を書き入れること。

(3) 横 断 図 縮尺100分の1以上、道路境界を「朱書」明示すること。
申請物件の延長、幅、路面からの深さ、高さ等を記入すること。

(4) 構 造 図 縮尺10～100分の1で、材質、寸法等が記入されていること。

(5) 現況写真 申請位置を「朱書」又は「ポール」等で表示すること。

(6) 復 旧 図 埋め戻し材料の材質、寸法等を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

市道占用 第 号

市道占用許可証

年 月 日申請のあった市道の占用は次のとおり許可する。
年 月 日

安来市長



① 占 用 者	住 所 ----- 氏 名
② 占 用 の 明 細	次の事項を除き、申請のとおりとする。
③ 占 用 料 の 額	年 額(合計) 円 ----- ただし、 年度分は 円とする。
④ 占 用 料 計 算 の 基 礎	本 本 日分 米につき 円の 米の 月分計 円 平方米 平方米 年間
⑤ 占 用 料 の 納 入 期 限	年 月 日限り(毎年 月 日限り)
⑥ 占 用 料 の 納 入 方 法	安来市発行の納額告知書による。
⑦ 許 可 の 条 件	

(注 意)

- 1 この許可証は、安来市道占用規則第4条の規定により、交付するものであります。
- 2 占有者は、その占有が規則第5条の規定に該当するときは、所定の様式により見易い場所へ市道占用済の表示をしてください。
- 3 申請書の(1)から(6)まで掲げる事項を変更しようとするときは、新たに許可の申請をしてください。ただし、その変更が道路の構造または交通に支障を及ぼさないものと認められる軽易なものであって、道路法施行令第8条各号に該当するときは、所定の様式により、提出してください。
- 4 市道の占有を廃止したときは、所定の様式により、許可証を添付して提出してください。
- 5 許可の期間が満了し、道路を原状に回復するときは、あらかじめ所定の様式により、原状回復の方法を記載した原状回復届を提出してください。ただし、原状回復が、単に、占有物件の除去によりその目的を達するものであるときは、この必要はありません。
- 6 この許可によって得た権利は、他人に譲渡し又は貸与してはなりません。やむを得ない事情により、この許可によって得た権利を譲渡し、相続し、又は貸与するときは、あらかじめ所定の様式により、承認申請書を提出して、その承認を受けてください。
- 7 住所、氏名又は名所を変更したときは、直ちに、その旨を市長に届けてください。
- 8 占有の期間が満了したとき、これを更新しようとするときは、所定の様式による市道占有更新申請書に、この許可証を添えて提出して下さい。
- 9 市道占有者又は市道占有者以外の者が、占有物件に新たな物件を添加しようとするときは、添加しようとする物件について、別に、所定の様式による市道占有許可申請書により、道路の占有許可の申請を要します。
- 10 市道の占有についての詳細は、道路法(昭和27年法律第180号)、道路法施行令(昭和27年政令第479号)、安来市道占用料徴収条例(平成16年安来市条例第191号)及び安来市道占有規則(平成16年安来市規則第129号)を参照してください。

様式第3号(第5条関係)

市道占用許可済	
許可番号	年度・市道占用 第 号
占用目的	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占用者	住所 氏名

備考 表示板は、縦30センチメートル以上、横45センチメートル以上の丈夫な板に墨書し、占用物件、工作物等に近接して見易い場所に表示してください。

様式第4号(第10条関係)

市 道 占 用 廃 止 届

(1) 市道占用廃止 の 理 由	
(2) 許 可 番 号	年度 市道占用 第 号
(3) 占用廃止の時期	年 月 日
(4) 市道の復旧方法	
<p>上記のとおり市道の占用を廃止しましたから、安来市道占用規則第10条の規定によりお届けします。</p> <p>年 月 日 占有者 住 所</p> <p>----- 氏 名 ----- (記名押印又は署名)</p> <p>安来市長 様</p>	

備 考 この届書は、市道占用許可証を添えて提出してください。

様式第5号(第11条関係)

原 状 回 復 届

(1) 許 可 番 号	年度 市道占用 第 号	
(2) 市道占用の場所	路線名 市道 線 安 来 市 町 番地先	
(3) 道路復旧の方法		
(4) 復旧工事の着手 竣工年月日	着手 年 月 日	竣工 年 月 日
市道の占用の廃止に伴い、上記により原状に回復したいので、安来市道占用規則第1条の規定によりお届けします。 年 月 日 占有者 住 所 氏 名(記名押印又は署名) 安来市長 様		

備 考 復旧の方法は、工法、材料等について詳しく記入してください。

水道管、ガス管、電線等の除去によって道路を原状に回復する場合は、この届出書に復旧設計書を添付してください。

様式第 6 号(第 12 条関係)

譲渡
市道占用 相続 承認申請書
貸与

(1) 譲渡、相続、貸与 しようとする理由	
(2) 許 可 番 号	年度 市道占用 第 号
(4) 譲渡、相続、貸与 しようとする者の 住 所、氏 名	住 所 ----- 氏 名
<p>上記のとおり譲渡(相続、貸与)したいと思いますので、安来市道占用規則第 12 条の規定により、承認なりますよう申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>占有者 住 所 ----- 氏 名 ----- (記名押印又は署名)</p> <p>安来市長 様</p>	
<p>上記の申請については、これを承認しましたので通知します。</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>安来市長 様</p> <p style="text-align: right;">安来市長 印</p>	